

横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画  
(第2版)

平成26年7月

横須賀市

# 目 次

1. はじめに	1
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
(2) 取組の経緯	2
(3) 行動計画の策定	3
2. 対策の基本方針	5
(1) 目的及び戦略	5
(2) 基本的考え方	6
(3) 対策実施上の留意点	6
ア 基本的人権の尊重	6
イ 危機管理としての特措法の性格	6
ウ 関係機関相互の連携協力の確保	7
エ 記録の作成・保存	7
(4) 流行規模及び被害の想定	7
ア 被害想定	7
イ 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	8
(5) 役割分担	8
ア 国の役割	8
イ 県の役割	9
ウ 横須賀市の役割	9
エ 市内医療機関の役割	9
オ 指定（地方）公共機関の役割	10
カ 登録事業者	10
キ 一般の事業者	10
ク 個人	10
ケ 関係機関の協力	10
(6) 行動計画の主要6項目	11
ア 実施体制	11
イ サーベイランスと情報収集	13
ウ 情報提供・共有	14
エ 予防・まん延防止	16

オ 医療 .....	18
カ 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....	21
(7) 発生段階 .....	21
<b>3. 発生段階別の主たる対策と役割分担 .....</b>	<b>23</b>
(1) 未発生期 .....	23
ア 実施体制 .....	23
イ サーベイランス・情報収集 .....	23
ウ 情報提供・共有 .....	24
エ 予防・まん延防止 .....	25
オ 医療 .....	26
カ 市民生活・市民経済の安定 .....	28
(2) 海外発生期 .....	30
ア 実施体制 .....	30
イ サーベイランス・情報収集 .....	31
ウ 情報提供・共有 .....	32
エ 予防・まん延防止 .....	32
オ 医療 .....	33
カ 市民生活・市民経済の安定 .....	36
(3) 市内未発生期 .....	37
ア 実施体制 .....	37
イ サーベイランス・情報収集 .....	37
ウ 情報提供・共有 .....	38
エ 予防・まん延防止 .....	39
オ 医療 .....	41
カ 市民生活・市民経済の安定 .....	43
(4) 市内発生早期 .....	45
ア 実施体制 .....	45
イ サーベイランス・情報収集 .....	46
ウ 情報提供・共有 .....	47
エ 予防・まん延防止 .....	48
オ 医療 .....	50
カ 市民生活・市民経済の安定 .....	51
キ 緊急事態宣言がされている場合の措置 .....	52

(5) 市内感染期 .....	54
ア 実施体制 .....	54
イ サーベイランス・情報収集 .....	55
ウ 情報提供・共有 .....	55
エ 予防・まん延防止 .....	56
オ 医療 .....	58
カ 市民生活・市民経済の安定 .....	59
キ 緊急事態宣言がされている場合の措置 .....	60
(6) 小康期 .....	62
ア 実施体制 .....	62
イ サーベイランス・情報収集 .....	62
ウ 情報提供・共有 .....	63
エ 予防・まん延防止 .....	63
オ 医療 .....	64
カ 市民生活・市民経済の安定 .....	64
キ 緊急事態宣言がされている場合の措置 .....	64
4. 用語集 .....	65

# 1. はじめに

## (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

インフルエンザのウイルス粒子表面にある糖蛋白が大きく変異することにより、過去数十年間にヒトが経験したことがないウイルスが出現し、ヒトに対する伝染性を獲得して、インフルエンザの流行を起こした場合に、新型インフルエンザと呼ばれている。

新型インフルエンザが流行した場合は、ほとんどの人が免疫を持たないため、世界的な大流行（パンデミック）を起こし、多くの数の罹患者と死亡者が出ることが予想される。

過去における新型インフルエンザについては、1918年（大正7年）のスペインかぜでは、世界中で患者6億人と死亡者4,000万人が生じたと推定され、日本でも患者2,300万人と死亡者39万人が生じ、社会活動にも甚大な被害・損失を与えたことが記録されている。1957年（昭和32年）のアジアかぜや、1968年（昭和43年）の香港かぜでも、世界全体で死亡者100万人程度が記録されており、社会機能や経済活動の様々な混乱が報告されている。

また、2009年（平成21年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、世界全体での死亡者は2万人程度とされているが、世界規模の社会機能や経済活動の混乱があった。

2009年の新型インフルエンザは弱毒型であったとされているが、1918年のスペインかぜのような強毒型が発生した場合は、現在の衛生環境や医療供給体制は向上している一方で、近年の人口の増加と高齢化、都市への人口集中や高速大量交通の発達により、短期間で波及し、かなりの健康被害が生じる可能性が高いと考えられる。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

## (2) 取組の経緯

厚生労働省は高病原性鳥インフルエンザの人への感染事例が、海外で相次いで報告されていることを受け、2005年（平成17年）11月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、厚生労働省は「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を重ねてきたが、2007年（平成19年）10月には、新型インフルエンザ対策をいわば政府全体としての取組みへと格上げする形で3回目の改定を行ったうえ、感染症法に新たに「新型インフルエンザ等感染症」の類型を設ける等感染症法及び検疫法改正案を国会に提出し、2008年（平成20年）4月に可決・成立し、同年5月施行となった。さらに、2009年（平成21年）2月に、最新の科学的知見、諸外国の状況、関係省庁や新型インフルエンザ専門家会議での検討を踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を全面改定するとともに、既存の各種指針等の内容を全面的に見直し、整理・体系化した「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を新たに策定した。

神奈川県も2007年（平成19年）12月に「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、2009年（平成21年）4月に国の改定を踏まえ第4版の改訂を行っている。

横須賀市では、新型インフルエンザが出現した場合に、公衆衛生的介入により、感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的とし、横須賀市における対策をとりまとめ、2009年（平成21年）5月に「横須賀市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2,000万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

### (3) 行動計画の策定

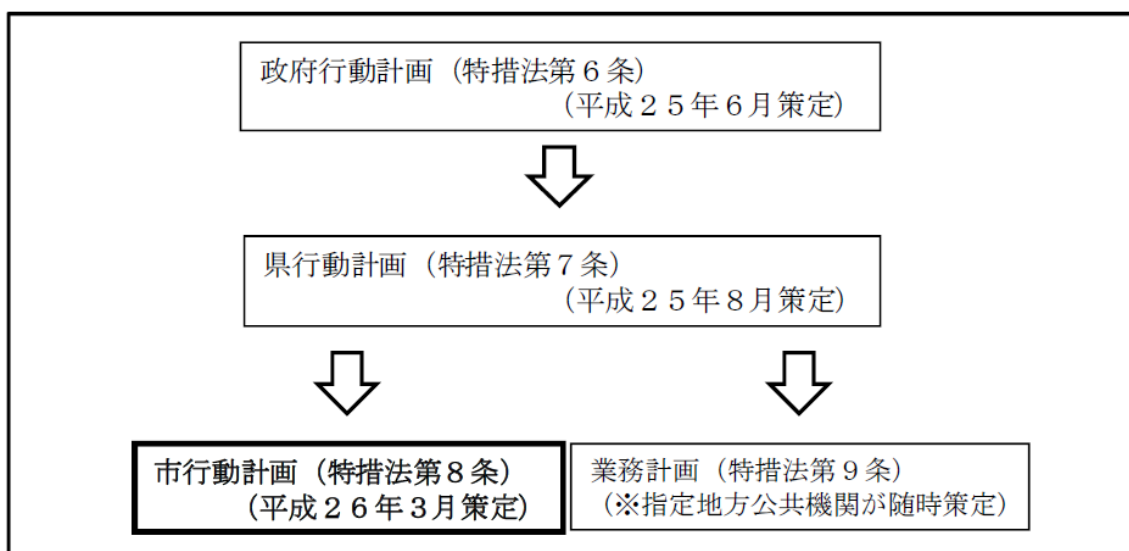
政府は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を2013年（平成25年）6月7日に策定した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県は、特措法第7条の規定により、政府行動計画に基づき、2012年（平成24年）9月に改定した県の行動計画を見直し、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定した。県行動計画は、神奈川県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となる事項等を定めるものである。

横須賀市は、特措法第8条の規定により、政府行動計画に基づき、2009年（平成21年）5月に策定した市の行動計画を見直し、「横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定する。市行動計画は、県行動計画に基づき横須賀市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を具体的に定めるものである。

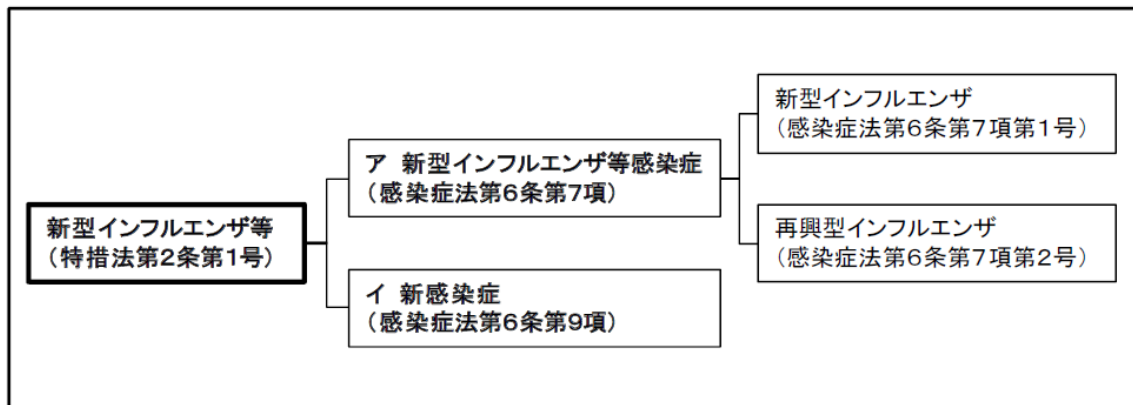
#### <市行動計画の位置づけ>



市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

＜市行動計画の対象となる「新型インフルエンザ等」の位置づけ＞



今後も引き続き、鳥インフルエンザ等の発生動向について常に情報収集するとともに、新たな情報や関係機関からの意見等を反映させて、本行動計画の内容を点検し、必要に応じて改訂を行い、市民の健康被害を最小限に止めることができるよう、関係機関との連携のもとで、危機管理体制の整備を図っていくこととする。



## 2. 対策の基本方針

### (1) 目的及び戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民が罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

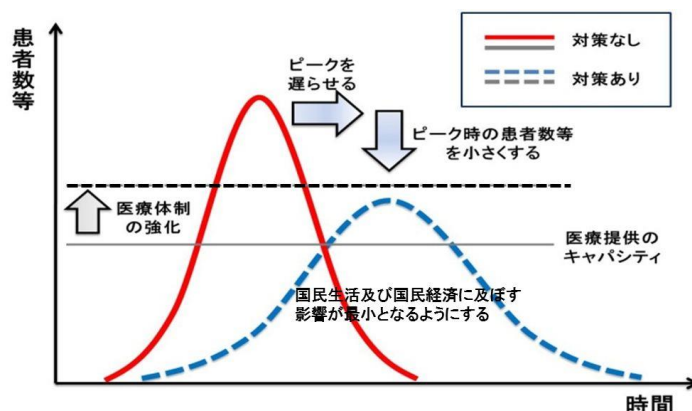
#### ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行の最盛期を遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行の最盛期の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### イ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の義務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



## (2) 基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。横須賀市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、本市の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。

## (3) 対策実施上の留意点

国、県、横須賀市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### ア 基本的人権の尊重

国、県、横須賀市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用（特措法第 29 条）、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第 5 条）。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でも

これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### ウ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部（特措法第 15 条）、県対策本部（特措法第 22 条）、横須賀市対策本部（特措法第 34 条）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から、新型インフルエンザ等対策に関する要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の対応を行う。

#### エ 記録の作成・保存

本市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### （４）流行規模及び被害の想定

#### ア 被害想定

国は行動計画において、全人口の 25%が罹患すると想定し、米国疾病予防管理センター（以下「CDC」という。）の推計モデル（FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000 年 7 月）により流行規模等を推計している。

なお、致死率については、1968 年流行のアジアインフルエンザ等並みを中等度として 0.53%、1918 年流行のスペインインフルエンザ並みを重度として 2.0%と想定している。推計においては、抗インフルエンザウイルス薬や抗菌薬等、医療の進歩の影響や衛生状況等についての考慮はされていない。この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないため、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

＜ 神奈川県内の新型インフルエンザ患者数の試算(米国CDCモデルによる) ＞

	神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約 92 万人～約 177 万人		約 1,300 万人～約 2,500 万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度
	～ 約 3 万 7 千人	～ 約 14 万 1 千人	～ 約 53 万人	～ 約 200 万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度
	～ 約 1 万 2 千人	～ 約 4 万 5 千人	～ 約 17 万人	～ 約 64 万人

神奈川県年齢別人口統計調査(平成 22 年 1 月 1 日現在)データにより試算。

< 横須賀市内の新型インフルエンザ患者数の試算(米国CDCモデルによる) >

医療機関を受診する患者数	41,760 人～80,350 人	
入院患者数	中等度	重度
	1,680 人	6,400 人
死亡者数	中等度	重度
	540 人	20,405 人

横須賀市推計人口(408,934 人;平成 26 年2月1日現在)により試算。

医療機関を受診する患者数は、「中等度」「重度」同数。

## イ 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

国民の 25%が、流行期間(約 8 週間)に最盛期を作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

最盛期(約 2 週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、最盛期(約 2 週間)には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

## (5) 役割分担

### ア 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、横須賀市及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する(特措法第 3 条第 1 項)。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第 3 条第 2 項)とともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める(特措法第 3 条第 3 項)。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

## イ 県の役割

県及び横須賀市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

県は、国及び横須賀市と緊密な連携を図り、横須賀市における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

## ウ 横須賀市の役割

市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、在日米軍と情報交換を行うなど連携を図り、より効果的な対応を図る。

また、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、県に準じた役割を果たすことが求められるので、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

今後、ガイドライン、マニュアル等を整備し、対策の具体化を図っていく。

## エ 市内医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務（診療）継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に

応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### オ 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### カ 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

#### キ 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項・第2項）。

#### ク 個人

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

#### ケ 関係機関の協力

感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動を破綻に至らせないようにするために、関係機関（近隣自治体、医療関係団体、市内の公共交通機関、マスメディア、企業等）の協力を求める。

また、防疫措置に伴う周辺地域の警戒活動や、混乱防止、交通整理のほか、抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布等の警護など、新型インフルエンザ等対策に関する犯罪の予防・取締りについて、神奈川県警察へ適宜、支援要請を行う。

## (6) 行動計画の主要6項目

横須賀市の「新型インフルエンザ等対策行動計画」では、その目標と活動を、「ア実施体制」「イサーベイランスと情報収集」「ウ情報提供と共有」「エ予防とまん延防止」「オ医療」「カ市民生活及び市民経済の安定の確保」の6分野に分けて策定する。

### ア 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生した場合、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全市一丸となった取組を行うとともに、国、神奈川県、横須賀市や事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。また、発生段階が進展した場合には、本市として、全庁的に総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行い、神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域（特定都道府県）として指定した場合には、県は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県の対処方針を変更し、必要な措置を講じ、市は、必要に応じて県に協力する。

行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、政府、神奈川県及び各関係機関と連携した取組みが重要であり、以下のとおりの推進体制により、総合的な対策を推進する。

#### 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部長が区域と期間を定めて新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられたときには、新型インフルエンザ等のまん延防止のため、区域内の都道府県知事は、住民へ外出自粛要請や施設の使用制限要請（特措法第45条）、特定物資の売り渡しの要請・収用（特措法第55条）等の緊急事態措置を実施できる。

(ア) 国、県の体制

(i) 国の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合は、緊急に内閣総理大臣を本部長とし関係閣僚からなる「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、政府一体となった新型インフルエンザ等対策を講じる。また新型インフルエンザ等対策本部は「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」を設置し、対応の強化を図る。

(ii) 神奈川県体制

新型インフルエンザが発生した場合、知事を本部長とする危機管理対策本部を設置する。また、必要に応じ知事は地域県政総合センターに現地危機管理対策本部を設置し、総合的な新型インフルエンザ等対策を推進する。

(イ) 横須賀市の体制

(i) 横須賀市危機事案警戒本部

新型インフルエンザが発生した場合で、その被害規模等により対応する必要があると市長が認めるときには副市長を本部長とする「横須賀市危機事案警戒本部」を設置し新型インフルエンザの対処方針、業務継続計画への移行、その他の対策等を決定し、実施する。

(ii) 横須賀市危機管理対策本部

新型インフルエンザが発生した場合で、その被害規模等により全庁的に対応する必要があると市長が認めるときには、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、市長を本部長とする「横須賀市危機管理対策本部」を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。

(iii) 横須賀市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された際には、横須賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長とする横須賀市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。



〈各発生段階における危機管理体制と主な対応〉

発生段階	危機管理体制	主な対応
未発生期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報提供</li> <li>・サーベイランスの実施</li> <li>・発生に備えた事前準備</li> </ul>
海外発生期	横須賀市危機事案警戒本部 (本部長:副市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報提供</li> <li>・サーベイランスの強化</li> <li>・海外からの侵入防止対策</li> <li>・国内発生に備えた対策の実施</li> <li>・業務継続計画に基づく対応の準備</li> </ul>
市内未発生期	横須賀市危機管理対策本部 (本部長:市長) ※緊急事態宣言が発せられたときには、特措法に基づく市対策本部となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報提供</li> <li>・適切なサーベイランスの実施</li> <li>・全市的なまん延防止策の実施</li> <li>・住民接種の実施</li> <li>・適切な医療の提供</li> <li>・業務継続計画の実施</li> </ul>
市内発生早期		
市内感染期		
小康期	横須賀市危機事案警戒本部 (本部長:副市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一波に関する対策の評価</li> <li>・第二波への体制整備</li> <li>・第二波の発生の早期探知</li> </ul>

\*危機管理体制は、新型インフルエンザ等の発生状況等により、上表と異なる場合もある。

上記の体制の他、新型インフルエンザの発生状況、感染拡大予防、治療等に関する情報提供、協議及び連携のための連絡会等を随時に設置、運営するなど、地域が一体となって新型インフルエンザ等対策を進める。具体的には、国、県及び医療機関等との連携、協力を特に留意する。

(ウ) 横須賀三浦地域県政総合センター、関係機関と連携し、円滑な情報共有体制を構築し、横須賀市の新型インフルエンザ等対策の効果的な推進に努める。

## イ サーベイランスと情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染

症が発生した場合は、国・県と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

市内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内における医療体制等の確保に活用する。また、市内で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、国が行った鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報収集を行う等これらの動物の間での発生の動向を把握する。

## ウ 情報提供・共有

### (ア) 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

### (イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### (ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び横須賀市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域にお

ける感染拡大の起点となりやすいことから、市民安全部、健康部、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

(i) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

横須賀市は、県とともに市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）を設置し、適切な情報提供を行う。市民からのコールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映させる。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(ii) 市民の情報収集の利便性向上

横須賀市は、市民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県の情報、指定（地方）公共機関の情報等を、必要に応じて、集約し総覧できるホームページを開設する。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要

であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有する。

このため、市における広報担当（スポークスパーソン）を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、県内及び国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に情報提供を行う。

本市には、多くの外国籍市民が在住している。加えて、近隣の鎌倉など国際的観光地に来訪、滞在する外国人観光客も多く、新型インフルエンザ等の発生国から観光客が来市する可能性もあるため、新型インフルエンザ等に関する正確な情報を積極的に可能な限りやさしい日本語及び多言語により提供する。

聴覚障がい者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障がい者に対する音声や点字による伝達など、障がい者に配慮した情報提供を行う。

#### (カ) その他

また、本市の特性として米海軍基地の存在がある。日米合同委員会合意に基づき、米海軍病院と横須賀市保健所は密接に連携しており、また、在日米海軍との防災協定に基づき、基地司令部と危機管理課も密接に連携している。このような連携体制の下、横須賀市と米海軍は感染拡大防止のために協力して取り組む。

## エ 予防・まん延防止

### (ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行の最盛期をできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行の最盛期において受診する患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### (イ) 主なまん延防止策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、

人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う（特措法第 45 条第 1 項）。地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う（特措法第 45 条第 2 項及び第 3 項）。そのほか、新型インフルエンザ等が海外で発生した際には、国がその状況に応じて実施する感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫港の集約化、船舶の運航自粛の要請等の水際対策に市は対応する。なお、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

#### （ウ） 予防接種

##### （i） ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの 2 種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することから、横須賀市としては、国や神奈川県の動向を注視する。

##### （ii） 特定接種及び特定接種の接種体制

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原

性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することになっている。

横須賀市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者の考え方を整理する等、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等をガイドライン等に定める。

#### (iii) 住民接種及び住民接種の接種体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することになっている。

住民接種については、本市を実施主体として、市域内に居住する者に対し、原則として集団的接種により接種を実施する。そのため、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る必要がある。

#### (iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定することになっている。

## オ 医療

### (ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限

にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

#### （イ）発生前における医療体制の整備

本市は、原則として、二次医療圏の圏域を単位とし、鎌倉保健福祉事務所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、大学附属病院、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、公立病院等）、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における医療体制の整備を推進する方針である。

横須賀市は県と密接に連携を図りながら医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、「帰国者・接触者相談センター」の設置の準備を進める。

#### （ウ）発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院措置を行う。このため、県は感染症病床等の利用計画を事前に策定する。

また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から市内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは市内に「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内に

においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、横須賀市は「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図るとともに、帰国者・接触者外来等の市内および二次医療圏内等の医療体制に関する情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等で患者の入院ができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、国、県、横須賀市を通じた連携だけではなく、県医師会・郡市医師会・県薬剤師会・地域薬剤師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

#### (エ) 医療関係者に対する要請等、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は、医療を行うよう要請等をする（特措法第 31 条）。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する（特措法第 62 条第 2 項）。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする（特措法第 63 条）。

#### (オ) 抗インフルエンザウイルス薬等

新型インフルエンザ等対策は、国家レベルの危機管理対策であることから、抗インフルエンザウイルス薬は、国や神奈川県が計画的に備蓄し、健康被害の拡大や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることが重要である。

このため、横須賀市としても、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び確保の方法や手段、治療薬の限定した使用方法について、国の動向を踏まえ、神奈



川県と連携しながら、協議・調整を行うとともに、流通状況等を注視する。

## カ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、横須賀市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## （7）発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

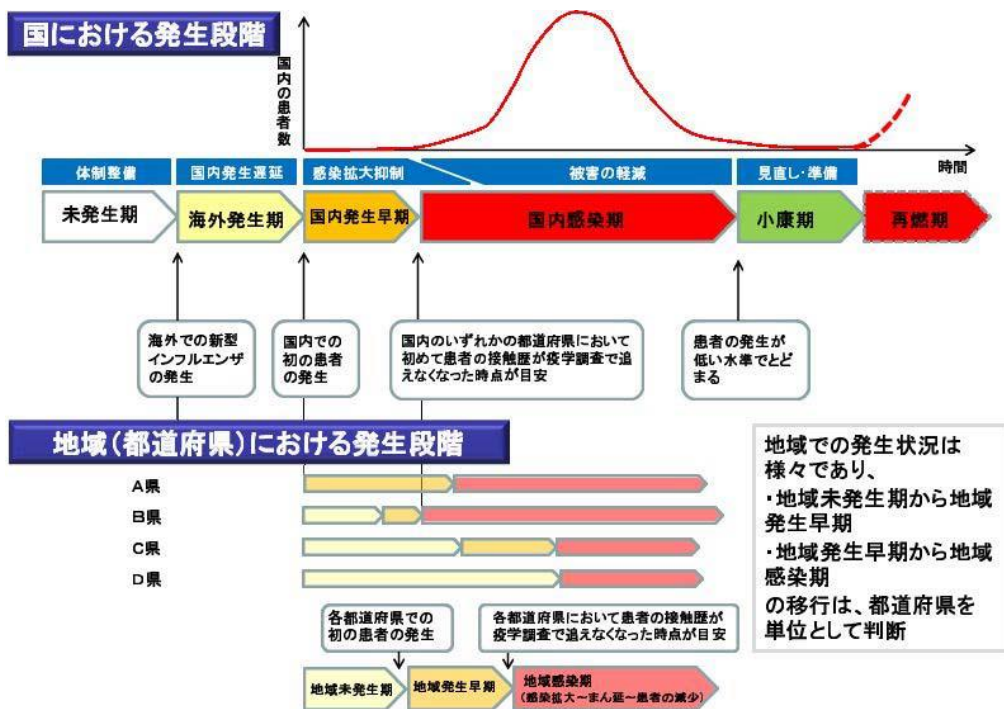
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。

国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、本市における発生段階を「未発生期」「海外発生期」「市内未発生期」「市内発生早期」「市内感染期」「小康期」の6つに分類し、その移行については、神奈川県に準拠して、市対策本部が決定する。

市は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、市内未発生期であっても、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

< 発生段階の考え方 >



< 発生段階 >

国における発生段階	市行動計画の発生段階	市内の状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	市内未発生期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県または市内での発生がない状態
	市内発生早期	県または市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴等の関係性が調査で分かる状態
国内感染期	市内感染期	県または市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴等の関係性が不明な状態 (感染拡大～まん延～患者の減少)
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### 3. 発生段階別の主たる対策と役割分担

#### (1) 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

#### 【目的】

- ① 発生に備えて体制の整備を行う。
- ② 国際的な連携の下に、発生の早期確認に努める

#### 【対策の考え方】

- ① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### ア 実施体制

##### (ア) 行動計画の検討（市民安全部・健康部）

- ・ 横須賀市役所関係各部におけるマニュアル整備、体制整備等の進行管理や課題等の検討を行う。
- ・ 横須賀市感染症対策委員会を開催し、新型インフルエンザ発生に備え、行動計画をより実効性あるものとするための専門的な意見を伺う。
- ・ 神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会において、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討する。
- ・ 本市行動計画を必要に応じて、適宜見直しを行う。

##### (イ) 県・市町村の連携強化（健康部）

- ・ 神奈川県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議において、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、要援護者支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議を行う。

#### イ サーベイランス・情報収集

##### (ア) 情報収集（健康部）

- ・ 国、県、関係機関等から新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。

- ・必要に応じ都道府県、医療機関や学会等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。

(イ) サーベイランス（健康部・教育委員会）

- ・横須賀市は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、感染症指定届出機関（市内 14 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。
- ・横須賀市は、インフルエンザ入院サーベイランスにより、基幹定点医療機関（横須賀市立市民病院）における入院患者の発生動向調査から、重症化の状況を把握する。
- ・横須賀市は、市内学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ・横須賀市保健所は、平時から、感染症報告機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。
- ・横須賀市は、ウイルスサーベイランスについて、新型インフルエンザの発生時にも十分な対応ができるよう、平時から市健康安全科学センターの検査体制の整備に努める。

ウ 情報提供・共有

(ア) 体制整備等（事前準備）（市民安全部・市民部・福祉部・こども育成部・経済部・上下水道局・健康部・政策推進部）

- ・新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、ソーシャルネットワークサービスを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県とともにコールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）の設置準備を進める。
- ・聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用。視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。
- ・県と連携し、医療機関に対して国からの新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ関連情報等を提供する。

(イ) 住民への情報提供（市民安全部・市民部・福祉部・こども育成部・教育委

員会・健康部)

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ情報について、ホームページ等により、市民向けに可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

## エ 予防・まん延防止

(ア) 個人における感染対策の普及（全部局）

- ・ 横須賀市、学校及び事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(イ) 地域対策・職場対策の周知（経済部・健康部）

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

(ウ) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化（健康部）

- ・ 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県・市町村その他関係機関との連携を強化する。

(エ) 搬送体制の整備（健康部・消防局）

- ・ 医療機関での診察、横須賀市健康安全科学センター等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制を準備するとともに、円滑に医療機関等に搬送できる体制を整備する。

(オ) 健康観察のための体制整備（健康部）

- ・ 国と協力し、健康観察のための体制整備を行う。

(カ) 特定接種の位置づけ（市民安全部・健康部）

- ・ 特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項によ

る予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。

- ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市が実施主体として接種を実施する。

(キ) 特定接種の準備（市民安全部・健康部・関係部局）

- ・国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ・国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ・新型インフルエンザ等特別措置法第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- ・登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

(ク) 住民接種の位置づけ（健康部・関係部局）

- ・住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。

(ケ) 住民接種（市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部）

- ・本市は国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制を構築する。
- ・速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- ・住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- ・住民接種については、厚生労働省及び神奈川県との協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- ・事前にワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・国及び神奈川県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。

## オ 医療

(ア) 地域医療体制の整備（健康部）

- ・鎌倉保健福祉事務所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、公立病院等）、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域

の関係者と密接に連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策における地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

- ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成を支援に努める。
- ・横須賀市の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ・横須賀市内の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ・市内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(イ) 手引き等の策定、研修等（健康部）

- ・国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、市内の医療機関に周知する。
- ・国及び県と連携しながら、医療従事者等に対し、市内発生を想定した研修や訓練を行う。

(ウ) 医療資器材の整備（健康部）

- ・市内の医療機関等は必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。

(エ) 検査体制の整備（健康部）

- ・横須賀市健康安全科学センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。

(オ) 帰国者・接触者相談センター（市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は帰国者・接触者相談センター設置の準備を進める。

(カ) 帰国者・接触者外来（健康部）

- ・横須賀市は帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備を進める。
- ・横須賀市は一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。

(キ) 患者の移送体制の確立（健康部・消防局）

- ・横須賀市は、感染症法第 46 条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第 47 条の規定に基づき、移送を行う。
- ・入院措置が行われる患者が増加した場合等は、消防機関等関係機関の協力が不可欠であり、事前に消防機関等関係機関と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる必要がある。

カ 市民生活・市民経済の安定

(ア) 業務計画等の策定（全部局）

- ・神奈川県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する（特措法第 9 条）。
- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である横須賀市等は、新型インフルエンザ等発生時においても、水を安定的かつ適切に供給できるよう、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施するための体制及び実施に関する関係機関との連携に関する事項などをそれぞれの行動計画に定める（特措法第 9 条第 2 項、第 52 条）。

(イ) 物資供給の要請等（市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は、国、県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

(ウ) 要援護者への生活支援（福祉部・健康部）

- ・横須賀市は、市内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(エ) 物資及び資材の備蓄等（健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する（特措法第 10 条）。

(オ) 火葬能力等の把握（福祉部・健康部）

- ・横須賀市は、火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる。
- ・横須賀市は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場



の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について把握する。

(カ) 市役所の機能維持（総務部・市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は、市役所全職員に対する新型インフルエンザの研修の実施、職員の健康管理、感染防護具の備蓄、自宅で療養する患者を見守るため等に必要な个人防护具（マスク、グローブ等の防護具）の備蓄、業務継続計画の策定を行う。

## (2) 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 【目的】

- ① 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ② 市内発生に備えて体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ② 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ③ 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- ④ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ⑤ 検疫等により、市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## ア 実施体制

### (ア) 対策本部の設置・運営（市民安全部・健康部）

- ・海外における新型インフルエンザの発生、またはその疑いがWHO等から公表された場合、保健所長は遅滞無く情報収集や初動体制等について、確認し関係部局と協議を行う。
- ・保健所長は、全庁的な総合的かつ効果的な対応が必要と認めるときは、健康部長と協議のうえ、市長に対し「横須賀市危機事案警戒本部」の設置を要請する。
- ・市長は、新型インフルエンザの急速なまん延が市民生活などに甚大な影響を及ぼすおそれがある場合、「横須賀市危機管理対策本部」を設置し、新型インフルエンザの対処方針、業務継続計画への移行、その他の対策等を決定し、

実施する。

- ・ 新型インフルエンザ等対策の専門的な課題の審議のため、保健所長は必要に応じて感染症対策委員会を開催し、迅速かつ的確な拡大防止策を検討する。
- ・ 神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会において、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、関係機関へ意見をを行う。
- ・ 神奈川県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議において、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、要援護者支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議を行う。

## イ サーベイランス・情報収集

### (ア) 情報収集（健康部）

- ・ 横須賀市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関（世界保健機構等）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表やインターネット等を活用し、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）及び治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を収集する。

### (イ) サーベイランス（健康部・教育委員会・関係部局）

- ・ 横須賀市は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、感染症発生動向調査指定届出機関（市内 14 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、当該指定届出機関の中の一部の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・ 横須賀市は、インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査する。
- ・ 横須賀市は、感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）の報告施設を大学・短大まで拡大するなど、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 横須賀市は、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を行う（感染症法第 12 条）。その後の全数把握については、原則として市内発生早期まで行う。
- ・ 横須賀市保健所は、届出基準（症例定義）が決定された後、全ての医療機関から、届出基準に合致する患者（疑似症患者及び確定患者）の報告を直ちに受ける。
- ・ 横須賀市保健所は、届出基準に合致する患者の報告を受けた場合は直ちに積極的疫学調査を実施する。必要な場合には厚生労働省（国立感染症研究所を含む。）が支援を受ける。

## ウ 情報提供・共有

(ア) 住民への情報提供（市民安全部・市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・政策推進部・健康部）

- ・横須賀市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ情報について、ホームページ等により、市民向けに可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。
- ・横須賀市は、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(イ) 情報共有（全部局）

- ・横須賀市は、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ担当を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

(ウ) コールセンター等（市民安全部・市民部・政策推進部・健康部）

- ・横須賀市は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる体制を早急に整え、コールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）を設置し、国から配布されるQ&A等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。
- ・市民からコールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）に寄せられる問い合わせ及び国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映させる。

## エ 予防・まん延防止

(ア) 感染対策の実施（健康部）

- ・横須賀市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(イ) 濃厚接触者対策（健康部）

- ・横須賀市は、国・神奈川県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患

者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

（ウ）まん延防止対策の準備（健康部）

- ・横須賀市は、神奈川県及び保健所設置市と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

（エ）特定接種の実施（総務部・市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は、国と連携し、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う（特措法第28条）。

（オ）特定接種の広報・相談（政策推進部・市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、市民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえて、国が基本的対処方針において、決定した特定接種の具体的運用（特定接種の総枠、対象、順位等）について、情報提供を行う。

（カ）住民接種（市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部）

- ・横須賀市は、国及び神奈川県と連携して、接種体制の準備を行う。
- ・横須賀市は、国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める（特措法第46条）。

## オ 医療

（ア）地域医療体制の整備（健康部）

- ・鎌倉保健福祉事務所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、公立病院等）、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策における地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

（イ）手引等の作成、研修等（健康部）

- ・横須賀市は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、医療機

関に周知する。

(ウ) 検査体制の整備及び運営（健康部）

- ・横須賀市健康安全科学センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を横須賀市健康安全科学センターにおいて、亜型等の同定を行い、確認のために国立感染症研究所に送付する。
- ・横須賀市は、検査体制が整備されてから地域発生早期の間、原則として全ての疑似症患者へのPCR検査等を実施する。

(エ) 帰国者・接触者相談センター（市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ・横須賀市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ・帰国者・接触者相談センターは、全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではなく、発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること、また、これに該当する者は、まず帰国者・接触者相談センターへ電話により問い合わせること等を、インターネット、ポスター、広報誌等を活用し、地域住民へ広く周知する。
- ・帰国者・接触者相談センターは、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来へと受診調整する。その際、受診するよう指導した帰国者・接触者外来の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・横須賀市は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、帰国者・接触者相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。
- ・帰国者・接触者相談センターは、相談者に新型インフルエンザ等に感染している疑いがない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう誘導する。

(オ) 帰国者・接触者外来（健康部）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ・横須賀市は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ

等の患者が受診する可能性もあるため、横須賀市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

- ・横須賀市は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を市健康安全科学センターにおいて、亜型等の同定を行い、確認検査を行うために国立感染症研究所に搬送する。
- ・横須賀市は、帰国者・接触者外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。
- ・横須賀市は、帰国者・接触者外来の運営を支援するため、感染対策資器材の調達、人材の配分、及び抗インフルエンザウイルス薬の確保等を行う。

(カ) 感染症指定医療機関等への入院措置の実施（健康部）

- ・横須賀市保健所は、新型インフルエンザの検査の結果が陽性であれば、その結果を患者本人に連絡し、感染症法第 26 条で準用する第 19 条又は第 46 条の規定に基づき、感染症指定医療機関等への入院措置を実施する。
- ・また、新型インフルエンザ等に感染していると疑うに足りる正当な理由があると認めた場合、当該者に対して、感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査、第 17 条若しくは第 45 条の規定に基づく健康診断又は第 44 条の 3 若しくは第 50 条の 2 の規定に基づく感染を防止するための協力要請を実施する。

(キ) 医療機関等への情報提供（健康部）

- ・横須賀市は、国の示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、適宜、関係機関に周知する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(ク) 抗インフルエンザウイルス薬・資材の流通等（健康部）

- ・横須賀市は、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・横須賀市は、厚生労働省と連携し、感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。

## カ 市民生活・市民経済の安定

### (ア) 事業者の対応（上下水道局・経済部・関係部局）

- ・横須賀市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。
- ・水道事業者である横須賀市は、業務継続計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。

### (イ) 要援護者対策（福祉部・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

### (ウ) 遺体の火葬・安置（福祉部・健康部）

- ・横須賀市は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的遺体安置所として使用する場所を確保するとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備する。
- ・横須賀市は、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握に努める。

### (エ) 市役所の機能維持（総務部・市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は、職員の健康管理に努める。



### (3) 市内未発生期

- ・市内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、神奈川県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。

#### 【目的】

市内発生に備えた体制の整備を行う。

#### 【対策の考え方】

- ① 市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。
- ② 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。
- ③ 国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、市内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

#### ア 実施体制

##### (ア) 対策本部の設置・運営（市民安全部・健康部）

- ・国内における新型インフルエンザの発生が確認された場合、保健所長は健康部長と協議のうえ、市長に対し「横須賀市危機事案警戒本部」の設置を要請する。
- ・市長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合又は新型インフルエンザの急速なまん延が市民生活などに甚大な影響を及ぼすおそれがある場合、「横須賀市危機管理対策本部」を設置し、新型インフルエンザの対処方針、業務継続計画への移行、その他の対策等を決定し、実施する。
- ・新型インフルエンザ等対策の専門的な課題の審議のため、保健所長は必要に応じて感染症対策委員会を開催し、迅速かつ的確な拡大防止策を検討する。
- ・神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会において、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、関係機関へ意見を行う。
- ・神奈川県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議において、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、要援護者支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議を行う。

#### イ サーベイランス・情報収集

##### (ア) 情報収集（健康部）

- ・横須賀市は、引き続き海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関（WHO、OIE等）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表やインターネット等を活用し病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）及び治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を収集する。

(イ) サーベイランス（健康部・教育委員会・関係部局）

- ・横須賀市は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、所管する地域の感染症発生動向調査指定届出機関（市内 14 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、当該指定届出機関の中の一部の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・厚生労働省は、患者全数把握は、全国での患者数が数百人程度に達した段階で、全国での全数報告を中止する予定であるが、横須賀市においては市内感染期に入るまでの間引き続き実施する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザによる死亡・重症患者の状況について、入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合や、死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合、新型インフルエンザによる一定程度以上（人工呼吸器の装着等）の重症患者が発生した場合には、速やかに医療機関から提出された情報を厚生労働省へ報告する。なお、死亡者数等が数百人以上に達するなど、速やかな報告の意義が低下した場合には報告を中止する。
- ・横須賀市保健所は、届出基準に合致する患者の報告を受けた場合は直ちに積極的疫学調査を実施する。初期の段階には、厚生労働省が積極的疫学調査チームを派遣するので、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

ウ 情報提供・共有

(ア) 住民への情報提供（市民安全部・市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・政策推進部・健康部）

- ・横須賀市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ情報について、ホームページ等により、市民向けに可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。
- ・横須賀市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・横須賀市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止についての情

報を適切に提供する。

- ・横須賀市は、市民からコールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

#### （イ）情報共有（全部局）

- ・横須賀市は、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ担当を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

#### （ウ）コールセンター等の体制充実・強化（市民安全部・市民部・政策推進部・健康部）

- ・横須賀市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。
- ・横須賀市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や市内で今後実施される対策に係る情報、市内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

## エ 予防・まん延防止

#### （ア）濃厚接触者対策（健康部）

- ・横須賀市は、国と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）に対して、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、必要に応じ、濃厚接触者に感染対策（以下「濃厚接触者対策」という。）を実施する。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を

求める基本的な感染対策として実施する場合がある。なお、状況に応じ、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。

- ・横須賀市保健所は、患者に対し、感染症法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者を特定する。
- ・横須賀市は、濃厚接触者に対し、感染症法第 44 条の 3 又は第 50 条の 2 の規定に基づき、外出自粛の要請等の感染を防止するための協力を要請する。また、新型インフルエンザの場合、発症を予防するために、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。なお、患者が学校などに通っていた場合には、集団感染のおそれがあることから、感染症法に基づく対策以外に、学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の実施についても検討する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の病原性が季節性インフルエンザと同程度であることが判明した場合等、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要性がないことが明らかになった場合には、特別の対策を速やかに停止する。
- ・横須賀市は、感染症法に基づく入院措置等を中止した後、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び濃厚接触者に対して自宅待機を求めることを検討する。

(イ) 感染対策実施の要請（経済部・市民安全部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部）

- ・横須賀市は、各種業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - (i) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - (ii) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
  - (iii) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
  - (iv) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

(ウ) 住民接種（市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい

者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。

- ・横須賀市は、パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始する。
- ・横須賀市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健福祉センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・横須賀市は、緊急事態宣言がされている場合、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### (エ) まん延防止対策（全部局）

- ・横須賀市は、国、県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、引き続き感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- ・横須賀市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・横須賀市は、市内事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・横須賀市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・横須賀市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・横須賀市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

## オ 医療

#### (ア) 医療体制の整備（健康部）

- ・横須賀市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

(イ) 患者への対応 (健康部)

- ・横須賀市保健所は、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

(ウ) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 (健康部)

- ・横須賀市保健所は、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
- ・横須賀市は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(エ) 検査体制 (健康部)

- ・横須賀市は、国と連携し、必要と判断した場合に、市健康安全科学センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

(オ) 帰国者・接触者相談センター (市民安全部・健康部)

- ・横須賀市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者接触者外来を受診するよう周知する。
- ・横須賀市は、必要に応じて帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う(24時間体制など)。

(カ) 帰国者・接触者外来 (健康部)

- ・横須賀市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ・横須賀市は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、横須賀市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ・横須賀市保健所は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合に

は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

- ・横須賀市保健所は、国、県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(キ) 医療機関等への情報提供（健康部）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

## カ 市民生活・市民経済の安定

(ア) 事業者の対応（全部局）

- ・横須賀市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(イ) 要援護者対策（福祉部・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(ウ) 遺体の火葬・安置（福祉部・健康部）

- ・横須賀市は、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。火葬場の運営に関する調整を行う。
- ・横須賀市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(エ) 市民・事業者への呼びかけ（経済部・市民安全部・関係部局）

- ・横須賀市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。

(オ) 社会的活動への要請（健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、国や県が実施する対策に協力し、住民・集会活動・興業施設・学校・通所施設・公共交通機関・社会福祉施設・事業所等に対策上必要な要請を行う。

- (カ) 市役所の機能維持（総務部・市民健康部・健康部）
- ・横須賀市は、職員の健康管理に努める。



## (4) 市内発生早期

- ・市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

### 【目的】

- ① 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ② 患者に適切な医療を提供する。
- ③ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- ① 感染拡大を止めることは困難であるが、流行の最盛期を遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行い、積極的な感染対策等をとる。
- ② 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ③ 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外での情報を医療機関等に提供する。
- ④ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ⑤ 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ⑥ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
- ⑦ 患者数が増加した場合は、国内の発生状況を踏まえ、必要に応じて市内感染期への移行を検討する。

## ア 実施体制

### (ア) 対策本部の設置・運営（市民安全部・健康部）

- ・県内または本市における新型インフルエンザの発生が確認された場合、保健所長は健康部長と協議のうえ、市長に対し「横須賀市危機事案警戒本部」の設置を要請する。
- ・市長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合又は新型インフルエンザの急速なまん延が市民生活などに甚大な影響を及ぼすおそれがある場合、「横須賀市危機管理対策本部」を設置し、新型インフルエンザの対処方針、業務継続計画への移行、その他の対策等を決定し、実施する。
- ・新型インフルエンザ等対策の専門的な課題の審議のため、保健所長は必要に

- 応じて感染症対策委員会を開催し、迅速かつ的確な拡大防止策を検討する。
- ・神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会において、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、関係機関へ意見を行う。
  - ・神奈川県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議において、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、要援護者支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議を行う。

## イ サーベイランス・情報収集

### (ア) 情報収集（健康部）

- ・横須賀市は、引き続き海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関（WHO、OIE等）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表やインターネット等を活用し病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）及び治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を収集する。

### (イ) サーベイランス（健康部・教育委員会・関係部局）

- ・新型インフルエンザ患者全数把握は、全国での患者数が数百人程度に達した段階で、全国での全数報告を中止するが、横須賀市においては市内感染期に入るまでの間引き続き実施する。
- ・横須賀市保健所は、新型インフルエンザによる死亡・重症患者の状況については、入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合や、死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合、新型インフルエンザによる一定程度以上（人工呼吸器の装着等）の重症患者が発生した場合には、速やかに医療機関から提出された情報を厚生労働省へ報告する。なお、死亡者数等が数百人以上に達するなど、速やかな報告の意義が低下した場合には報告を中止する。
- ・横須賀市保健所は、届出基準に合致する患者の報告を受けた場合は直ちに積極的疫学調査を実施する。初期の段階には、厚生労働省が積極的疫学調査チームを派遣するので、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

### (ウ) 検査体制（健康部）

- ・横須賀市は、国と連携し、必要と判断した場合に、市健康安全科学センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

## ウ 情報提供・共有

(ア) 住民への情報提供（市民安全部・市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・政策推進部・健康部）

- ・横須賀市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ情報について、ホームページ等により、市民向けに可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。
- ・横須賀市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・横須賀市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止についての情報を適切に提供する。
- ・横須賀市は、市民からコールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(イ) 情報共有（全部局）

- ・横須賀市は、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ担当を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

(ウ) コールセンター等の体制充実・強化（市民安全部・市民部・政策推進部・健康部）

- ・横須賀市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。
- ・横須賀市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や市内で今後実施される対策

に係る情報、市内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

## エ 予防・まん延防止

### (ア) 濃厚接触者対策（健康部）

- ・横須賀市は、国と連携し、市内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- ・横須賀市保健所は、新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）に対して、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、必要に応じ、濃厚接触者に感染対策（以下「濃厚接触者対策」という。）を実施する。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。なお、状況に応じ、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。
- ・横須賀市保健所は、患者に対し、感染症法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者を特定する。
- ・横須賀市は、濃厚接触者に対し、感染症法第 44 条の 3 又は第 50 条の 2 の規定に基づき、外出自粛の要請等の感染を防止するための協力を要請する。また、新型インフルエンザの場合、発症を予防するために、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。なお、患者が学校などに通っていた場合には、集団感染のおそれがあることから、感染症法に基づく対策以外に、学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の実施についても検討する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の病原性が季節性インフルエンザと同程度であることが判明した場合等、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要性がないことが明らかになった場合には、特別の対策を速やかに停止する。
- ・横須賀市保健所は、感染症法に基づく入院措置等を中止した後、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び濃厚接触者に対して自宅待機を求めることを検討する。

### (イ) 感染対策実施の要請（市民安全部・市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、各種業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - (i) 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗

い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- (ii) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- (iii) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (iv) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- (v) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

(ウ) 住民接種（市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。
- ・横須賀市は、パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始する。
- ・横須賀市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健福祉センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・横須賀市は、緊急事態宣言がされている場合基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(エ) まん延防止対策（全部局）

- ・横須賀市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・横須賀市は、市内事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を

適切に行うよう学校の設置者に要請する。

- ・横須賀市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・横須賀市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ・横須賀市保健所は、国と連携し、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

## オ 医療

### (ア) 帰国者・接触者相談センター（市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は、必要に応じて帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う（24時間体制など）。

### (イ) 帰国者・接触者外来（健康部）

- ・原則として、発生段階が市内感染期に至った場合には、帰国者・接触者外来を中止するが、市内感染期に至らない段階であっても、以下の様に帰国者・接触者外来の意義が低下した場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
  - (i) 帰国者・接触者外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、帰国者・接触者外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合
  - (ii) 帰国者・接触者外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合
  - (iii) 隣接する都道府県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合
- ・横須賀市は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、横須賀市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ・横須賀市は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・横須賀市は、国、県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等

に移送する。

- ・横須賀市保健所は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は、医療を行うよう要請等をする（特措法第31条）。

#### (ウ) 検査体制（健康部）

- ・市内発生早期であっても、患者数の増加、隣接都道府県における患者の発生状況等に基づき全ての新型インフルエンザ等患者に対する入院措置を中止した段階においては、全ての疑似症患者へのPCR検査等による確定診断を中止することもある。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を市健康安全科学センターにおいて、亜型等の同定を行い、確認のために国立感染症研究所に送付する。市健康安全科学センターで確定検査を行う場合もある。

#### (エ) 感染症法に基づく入院措置（健康部）

- ・横須賀市保健所は、発生段階が市内感染期に至らない段階であっても、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える際に、感染症法に基づく入院措置も中止する。
- ・国は病原性が低いと判明する等により、新型インフルエンザ等患者全てを入院させて治療することの必要性がなくなった場合には、感染症法に基づく入院措置を中止する

#### (オ) 抗インフルエンザウイルス薬の供給（健康部）

- ・横須賀市は、国と連携し、感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。

### カ 市民生活・市民経済の安定

#### (ア) 事業者の対応（全部局）

- ・横須賀市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(イ) 要援護者対策（福祉部・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(ウ) 遺体の火葬・安置（福祉部・健康部）

- ・横須賀市は、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。火葬場の運営に関する調整を行う。
- ・横須賀市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(エ) 市民・事業者への呼びかけ（市民安全部・経済部・関係部局）

- ・横須賀市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。

(オ) 社会的活動への要請（全部局）

- ・横須賀市は、国や県が実施する対策に協力し、住民・集会活動・興業施設・学校・通所施設・公共交通機関・社会福祉施設・事業所等に対策上必要な要請を行う。

(カ) 市役所の機能維持（総務部・市民安全部・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、職員の健康管理に努める。

## キ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 横須賀市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された際には、横須賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長とする横須賀市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(イ) 住民接種（健康部）

- ・横須賀市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(ウ) 水の安定供給（上下水道局）

- ・水道事業者である横須賀市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安



定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等（市民安全部・経済部）

- ・横須賀市は、市民生活及び市国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## (5) 市内感染期

- ・市内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある。

### 【目的】

- ① 医療体制を維持する。
- ② 健康被害を最小限に抑える。
- ③ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### 【対策の考え方】

- ① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。
- ② 市内の発生状況等を勘案し、本市の実施すべき対策の判断を行う。
- ③ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ④ 流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ⑤ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑥ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ⑦ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ⑧ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## ア 実施体制

### (ア) 対策本部の設置・運営（市民安全部・健康部）

- ・新型インフルエンザのまん延状況等により、保健所長は健康部長と協議のうえ、市長に対し「横須賀市危機事案警戒本部」の設置を要請する。
- ・市長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合又は新型インフルエンザの急速なまん延が市民生活などに甚大な影響を及ぼすおそれがある場合、「横須賀市危機管理対策本部」を設置し、新型インフルエンザの対処方

- 針、業務継続計画への移行、その他の対策等を決定し、実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の専門的な課題の審議のため、保健所長は必要に応じて感染症対策委員会を開催し、迅速かつ的確な拡大防止策を検討する。
  - ・ 神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会において、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、関係機関へ意見をを行う。
  - ・ 神奈川県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議において、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、要援護者支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議を行う。

## イ サーベイランス・情報収集

### (ア) 情報収集（健康部）

- ・ 横須賀市は、引き続き海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関（WHO、OIE等）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表やインターネット等を活用し病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）及び治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を収集する。

### (イ) サーベイランス（健康部・教育委員会・関係部局）

- ・ 横須賀市保健所は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、感染症発生動向調査指定届出機関（市内 14 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の一部の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・ 横須賀市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ・ 横須賀市は、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

## ウ 情報提供・共有

### (ア) 住民への情報提供（市民部・市民安全部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部・関係部局）

- ・ 横須賀市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ情報について、ホームページ等により、市民向けに可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。
- ・ 横須賀市は、市民に対して、必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳

- 細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・横須賀市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止についての情報を適切に提供する。
  - ・横須賀市は、市民からコールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。
  - ・横須賀市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(イ) 情報共有（全部局）

- ・横須賀市は、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ担当を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

(ウ) コールセンター等体制充実・強化（市民安全部・市民部・政策推進部・健康部）

- ・横須賀市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。
- ・横須賀市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や市内で今後実施される対策に係る情報、市内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

## エ 予防・まん延防止

(ア) 国内でのまん延防止対策（全部局）

- ・横須賀市は、市内業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- (i) 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - (ii) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - (iii) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
  - (iv) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- (イ) 濃厚接触者対策（健康部）
- ・横須賀市は、市内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。
  - ・横須賀市は、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び患者の同居者に対して自宅待機を求めることを検討する。
- (ウ) 抗インフルエンザウイルスの予防投与（健康部）
- ・国が市内感染期となった場合において医療機関に対して患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとき連携する。
- (エ) 住民接種（市民部・福祉部こども育成部・教育委員会・健康部）
- ・横須賀市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- (オ) まん延防止対策（全部局）
- ・横須賀市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・横須賀市は、市内事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・横須賀市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
  - ・横須賀市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びか

けなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

- ・横須賀市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ・横須賀市は、市内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

## オ 医療

### (ア) 医療体制の確保（健康部）

- ・横須賀市は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を要請する。
- ・横須賀市は、原則として入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請する。
- ・横須賀市は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ・横須賀市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。
- ・横須賀市は、市内感染期に移行した際に、当初は、新型インフルエンザ等様症状の患者を集約して診療する等、地域の実情に応じて段階的に診療体制を拡充することも考えられるが、患者数の大幅な増加に対応できるよう、横須賀市医師会等と連携しながら、可能な限り速やかに、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関において新型インフルエンザ等の診療を行う体制を確保する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の重症患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握やその情報提供に努める。
- ・横須賀市は、横須賀市医師会と連携し、臨時の医療施設においても医療を提供するために医療関係者を確保し、必要な医療を提供する。
- ・横須賀市は、原則として、発生段階が市内感染期に至った場合には、感染症法に基づく入院措置を中止する。
- ・横須賀市は、市内で、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策用資器材等が適正かつ円滑に流通するよう調整する
- ・横須賀市は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、横須賀市医師会等と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまと

めるなどして住民への周知を図る。

(イ) 検査体制（健康部）

- ・横須賀市は、市内感染期に至った段階では、全ての疑似症患者へのPCR検査等による確定診断を中止する。
- ・横須賀市保健所は、時期にかかわらず、病原体定点医療機関等の検体を用いて、サーベイランスのためのPCR検査等を実施する。
- ・横須賀市は、確定診断が治療方針に大きく影響する重症者（入院を要する程度、死亡等）の診断や集団発生に対する病原体の確定等において、必要と判断した場合に新型インフルエンザ等のPCR検査等を実施する。検査のキャパシティから全ての検査が困難である場合には公衆衛生上の観点からPCR検査等の実施の優先順位を判断する。

(ウ) 在宅で療養する患者への支援（福祉部・こども育成部・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- ・横須賀市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等患者やその同居者に対し、広報やホームページ等を活用して、感染対策に努めるよう広報する。

## カ 市民生活・市民経済の安定

(ア) 事業者の対応（全部局）

- ・横須賀市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(イ) 要援護者対策（福祉部・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(ウ) 遺体の火葬・安置（福祉部・健康部）

- ・横須賀市は、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。火葬場の運営に関する調整を行う。
- ・横須賀市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・横須賀市は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時

遺体安置所を直ちに確保するものとする。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

- ・横須賀市は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

(エ) 市民・事業者への呼びかけ（市民安全部・経済部）

- ・横須賀市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。

(オ) 社会的活動への要請（全部局）

- ・横須賀市は、国や県が実施する対策に協力し、住民・集会活動・興業施設・学校・通所施設・公共交通機関・社会福祉施設・事業所等に対策上必要な要請を行う。

(カ) 市役所の機能維持（総務部・市民安全部・健康部）

- ・横須賀市は、職員の健康管理に努める。

## キ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 横須賀市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された際には、横須賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長とする横須賀市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(イ) 住民接種（市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部）

- ・横須賀市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(ウ) 医療（健康部）

- ・横須賀市は、国と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、神奈川県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。



(エ) 水の安定供給（上下水道局）

- ・水道事業者である横須賀市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(オ) 生活関連物資等の価格の安定等（経済部・市民安全部）

- ・横須賀市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・横須賀市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・横須賀市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び都道府県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(カ) 遺体の火葬・安置（福祉部・健康部）

- ・横須賀市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(キ) 要援護者対策（福祉部・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

## (6) 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

### 【目的】

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 【対策の考え方】

- ① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## ア 実施体制

### (ア) 対策本部の運営等（市民安全部、健康部）

- ・ 引き続き横須賀市危機管理対策本部等において、第二波の流行に備えた対策を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が出されたときは、速やかに横須賀市危機管理対策本部を廃止する。
- ・ 横須賀市保健医療協議会、横須賀市感染症対策委員会等、新型インフルエンザ等対策に関わる関係団体等と、これまでの各段階における対策の検証を行い、必要に応じて行動計画等の見直しを行う。
- ・ 神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会において、これまでの各段階における対策に関する評価を行う。
- ・ 神奈川県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議において、第二波の流行に備え、連携を強化する対応等について、情報交換を行う。

## イ サーベイランス・情報収集

### (ア) 情報収集（健康部）

- ・ 横須賀市は、引き続き国内及び海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。

### (イ) サーベイランス（健康部・教育委員会・関係部局）

- ・ 横須賀市保健所は、通常のサーベイランスを継続し、新型及び季節性インフ

ルエンザについて、感染症発生動向調査指定届出機関（市内 14 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の一部の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

- ・横須賀市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

## ウ 情報提供・共有

(ア) 住民への情報提供（市民安全部・市民部・福祉部・こども育成部・健康部・政策推進部）

- ・横須賀市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ情報について、ホームページ等により、市民向けに可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。
- ・横須賀市は、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供する。
- ・横須賀市は、市民からコールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(イ) 情報共有（全部局）

- ・横須賀市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(ウ) コールセンター等の体制の縮小（市民安全部・市民部・政策推進部・健康部）

- ・横須賀市は、状況を見ながら、コールセンター等（新型インフルエンザ等相談センター等）の体制を縮小する。

## エ 予防・まん延防止

(ア) 住民接種（市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、緊急事態宣言がされていない場合、流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく接種を進める。

## オ 医療

### (ア) 医療体制（健康部）

- ・横須賀市は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生前の通常の医療体制に戻す。
- ・横須賀市は、市内においてピークを越えたと判断した場合は、今後の新型インフルエンザ等の患者数を推計しながら、各医療機関においては適切な医療資源の配置を検討する。
- ・横須賀市は、社会機能の回復を図り、流行の第二波に備えるため、これまで実施した対策について評価を行い、次期流行に備えた対策を実施する。また、不足している医療資器材の調達及び再配備を行う。
- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等の流行による被害を把握し、分析する。

## カ 市民生活・市民経済の安定

### (ア) 要援護者対策（福祉部・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

## キ 緊急事態宣言がされている場合の措置

### (ア) 住民接種（市民部・福祉部・こども育成部・教育委員会・健康部・関係部局）

- ・横須賀市は、流行の第二波に備え、国及び都道府県と連携し特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。

### (イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等（全部局）

- ・横須賀市は、国、都道府県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 4. 用語集

### ○アジアインフルエンザ

1957年から1958年にかけてパンデミックを起こしたインフルエンザで、「アジアかぜ」とも呼ばれ、全世界で200万人以上が死亡したと推定されている。病原体は、A型インフルエンザ（H2N2）である。

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類されており、人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）。

### ○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

### ○帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談窓口。

### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○コールセンター

新型インフルエンザ等感染症に関しての、一般的な問合せに対応する場所。情報提供を目的とし、市民や関係機関等から寄せられる情報内容を踏まえ、再度の情報提供に反映させる役割を持つ。

### ○個人防護具 (Personal Protective Equipment : P P E)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

### ○再興型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

## ○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

## ○人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

## ○新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ○新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

## ○新感染症

新感染症とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 9 項）。

## ○スペインインフルエンザ

1918 年から 1919 年にかけてパンデミックを起こしたインフルエンザで、「スペインかぜ」とも呼ばれ、全世界で全人口の 25～30% がり患し、約 4,000 万人が死亡し、日本においても約 2,300 万人がり患し、約 38 万人が死亡したといわれている。病原体は、A 型インフルエンザ (H1N1 亜型) である。

## ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

## ○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。なお、鳥インフルエンザの人における感染事例が発生した場合は、感染症法に基づいた対応を行う。

## ○濃厚接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）が発病したと推定される日の 1 日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

### ア 世帯内接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者。

### イ 医療関係者等

個人防護具（PPE）を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者。

### ウ 汚染物質への接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く。)) などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）と接触があった者。



### ○発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### ○OIE (World Organization for Animal Health: 世界動物保健機関)

世界中の獣畜・家禽等の疾病の透明性の保証や獣医学知識の収集・分析及び広報、専門的知識・技能の提供と、世界の獣畜・家禽等の疾病の制御に関する国際的協力の促進、動物と、動物由来の生産品の国際取引に関しての衛生基準の策定による世界的取引の衛生安全の保障活動を行っている獣疫に関する国際組織である。

### ○PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

### ○WHO (World Health Organization: 世界保健機関)

人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際

連合の専門機関（国連機関）のこと。